別表八の二 「5」欄に記載がある場合又は「26」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で「29」欄 に記載された金額がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連結事業年度におけ に関する明細書	ける受取配当等	の益金不算力	^	基 基 業 度				法人名	()
(完全子法人株式等に係る (22の計)		1	F.	関	総	資	産 (18の計)	価	額	9		Ħ
受 取 配 当 (25の)	等 の 額	2		177	ijの 期末	関係法	人株式等		価額	10		
当期に支払う負	負債利子等の額	3		」式ᇦ	子計 字算 受取	2当等の額2	(19 の計) から控除する		等の額			
係負連結法人に支払う	う負債利子等の額	4		等	- F		$(8) \times \frac{(10)}{(9)}$		der	11		
法 利 特 別 利		5		そりの	受 取		当 等 29の計)	い	額	12		
株 の 等の損金不算入額 係る支払利子等 (別表十七(一)「	夏又は関連者等に の損金不算入額	6	_ [5	他頻	類類		1株式等 計)+(21		価額	13		
等 計	うち多い金額) 頁の損金算入額	7			会社 <i>0</i>)連結	事業年月	きにお	けるき	受取酉	記当等の益金	Ž
(3)-(4)-(5	+	8	不算。	入等(の特例	を適用し	している	場合				
	資 産				音直法(欄:「10		欄: 第	第68第	€001	04第1項」		
		連結法人に支払	_				_	カニ「5	5」欄∂	の金客	頁(円単位)	
区分	総資産の帳簿価額	負債利子等の元本の負債の額等		(10) —	(17)	式等の帳簿価額		株式及び出資		出資等	等 交益権の帳簿価額 × <u>50</u> 又は25 <u>100</u>	
* # + 19 + #	16 円	17	7	18	円		19	9	20	Р	21	
前期末現在額当期末現在額	1,1	'	,					,			,	
計												
「26」欄	受	取 配 当	等	の	額	の	明糸	HI.				
枩 特定株式投資化	信託の収益の分	配に係る受取	配当	等の	益金不	算入等	あ特	受	取	配	99	額
字法 人株式等 ②「区分番号」 の同表「29」材	る場合 措置法の条項」	欄:「第68条の)二「26」欄に「4	103]						o益金	の額	22 益金不算 への対 なる金額 (23) -	界の
等 ③「適用額」欄 の同表「29」材 関 係「 ^{理相伝入の石} 竹■	る場合 措置法の条項」 J欄:「10275」 引: 当該別表八の	欄:「第68条の)二「26」欄に「4 額(円単位)	103]	朱式技			た銘柄	うたさ		の額金額	益金不算人の対	7年 (24)
等 ③ 「適用額」桶 の同表「29」 関 係 ^{理和 伝入 の 石 你} 法	る場合 措置法の条項」 J欄:「10275」 引: 当該別表八の	欄:「第68条の)二「26」欄に「4 額(円単位)	103」 持定材	朱式技		記載した		うたさ	o益金 される	の額	益金不算への対 なる金額 (2)-	界の
等 ③「適用額」権 の同表「29」 関 係 ^{理和伝入の石物} 法	る場合 措置法の条項」 J欄:「10275」 引: 当該別表八の	欄:「第68条の)二「26」欄に「4 額(円単位)	103」 持定材	朱式技		記載した	た銘柄	うたさ	o益金 される	の額金額	益金不算への対 なる金額 (2)-	7年 (24)
等 ③「適用額」欄の同表「29」材 の同表「29」材	る場合 措置法の条項」 J欄:「10275」 제: 当該別表八の 欄の金額の合計 計	欄:「第68条の)二「26」欄に「4 額(円単位)	103」 持定材 有期間	未式 招	受信」と	記載した	た銘柄	うちさい	o益金 れる 24	の額額円の額	益金不算への対 なる金額 (2)-	(条と) -(2) 円
等 ③ 「適用額」桶 の同表「29」材 関 係 法 人 株 式 等	る場合 措置法の条項」 J欄:「10275」 제: 当該別表八の 欄の金額の合計 計	欄:「第68条の)二「26」欄に「4 額(円単位)	103」 持定材 有期間	未式 招	受信」と	記載した 23	た 銘柄 円 の双は25000	うたさい。	o益金 れる 24	の額額円の金額	益金不算 への対 なる金額 (23 - 5 5	円 第と -(2) 円
等 ③「適用額」相の同表「29」材の同表「29」材の同表「29」材を表している。 は、	る場合 措置法の条項」 J欄:「10275」 제: 当該別表八の 欄の金額の合計 計	欄:「第68条の)二「26」欄に「4 額(円単位) 本店の所 (証券投信にあっては 信・外貨建等投信・そ	103」 持定材 有期間	未式 招	受信」と	記載した 23 ご当等 6 × 100、50	た銘柄	うたさい。	o 益金 られる。 24	の額額円の額	益金不算への対 なる金額 (23) – 5 益金不算入の対 なる金額 (27) –	(条と) -(2) 円
等 ③「適用額」欄の同表「29」材の同表「29」材 原法人株式等 株式等を保有する 地 連結法人の名称	る場合 措置法の条項」 J欄:「10275」 제: 当該別表八の 欄の金額の合計 計	欄:「第68条の)二「26」欄に「4 額(円単位) 本店の所 (証券投信にあっては 信・外貨建等投信・そ	103」 持定材 有期間	未式 招	受信」と	記載した 23 ご当等 6 × 100、50	た 銘柄 円 の双は25000	うたさい。	o 益金 られる。 24	の額額円の金額	益金不算への対 なる金額 (23) – 5 益金不算入の対 なる金額 (27) –	円 第と -(2) 円
等 ③「適用額」相の同表「29」材の同表「29」材の同表「29」材を表している。 は、	る場合 措置法の条項」 J欄:「10275」 間: 当該別表八の 間の金額の合計 計 株式等の発行法人 の名称又は銘柄	欄:「第68条の)二「26」欄に「4 額(円単位) 本店の所 (証券投信にあっては 信・外貨建等投信・そ	103」 持定材 有期間	未式 招	受取配 その収入額	記載した 23 ご当等 6 × 100、50 10 27	た銘柄 円 の額 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	う う う う た さ こ 算 入 さ こ 二 こ に に に に に に に に に に に に に	o 益金 られる。 24	の額額円の金額	益金不算への対 なる金額 (23) – 5 益金不算入の対 なる金額 (27) –	円 第と -(2) 円
等 ③「適用額」相の同表「29」材の同表「29」材の同表「29」材を表している。 は、	る場合 措置法の条項」 開:「10275」 開: 当該別表八の 開の金額の合計 計 株式等の発行銘柄 計 個	欄:「第68条の)二「26」欄に「4 額(円単位) 本店の所 (証券投信にあっては、信・外貨運等投信・そ 26	103」 持定材 ネ期間 、特定機 で、特に対して、 の他投信	未式投	受取を で 別	記載した 23 ご当等 6 × 100、50 27	た銘柄 円 (額 25) 円 計 属	う う た こ の う た こ 第 入 さ こ に に に に に に に に に に に に に	o 益金 られる。 24	の額額円の金額	益金不算への対 なる金額 (23) – 5 益金不算入の対 なる金額 (27) –	円 第と -(2) 円
(3)「適用額」欄の同表「29」材の同表「29」材の同表「29」材の同表「29」材の同表「29」材の同表「29」材の同表「29」材の同表「29」材の同表「29」材の同表「29」材の同表「29」材の同表「29」材の同表「29」材の同表「29」材の同表「20」が表します。 (本)	る場合 措置法の条項」	欄:「第68条の)二「26」欄に「4 額(円単位) 本店の所 証券投信にあっては信・外貨建等投信・そ 26 別帰	103」 持定材 有期間 一、 作の他 に	株式 1	受取を で 別	記載した 23 記当等 6 × 100、50 10 27	た銘柄 円 の3(3(22)) 円 計 属(4)	うたさ うたさ : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	o 立 立 立 た れ る う 立 な も る ち れ る ち れ る ち れ る ち れ る ち れ る ち れ る ち れ る ち る ち れ る ち る ち れ る る も る る も る も る も る も る も る も る も る も る も る も る る る る る る る る る る る る る	の額額 円 の金 円	益金不算への対 なる金額 (23) – 5 益金不算入の対 なる金額 (27) –	第と -(2) 円
(3) 「適用額」相の同表「29」を (3) 「適用額」相の同表「29」を (4) 関係法人株式等 (4) 要取配(1) (5) 事業 (6) 事業 (7) 日本により (8) 事業 (1) 要求 (1) また。 (1) 要求 (1) ののでは、 (2) 事業 (1) ののでは、 (2) を表する (2) を表する (3) によっている。 (4) というでは、 (5) というでは、 (6) というでは、 (7) というでは、 (7) というでは、 (8) というでは、 (9) というでは、 (1) というでは、 (2) というでは、 (2) というでは、 (3) によっている。 (4) というでは、 (4) というでは、 (5) というでは、 (6) というでは、 (7) というでは、 (7) というでは、 (7) というでは、 (7) というでは、 (8) というでは、 (9) というでは、 (1) というでは、 (2) というでは、 (2) というでは、 (3) というでは、 (4) というでは、 (4) というでは、 (5) というでは、 (6) というでは、 (6) というでは、 (7) というでは、 (7) というでは、 (7) というでは、 (8) というには、 (9) というには、 (1) というには、 <td>る場合 措置法の条項」</td> <td>欄:「第68条の)二「26」欄に「4 額(円単位) 本店ののでは、信・外貨建等投信・そ 26 別帰</td> <td>103」 特定材 有期間 在特別機 属 法 の</td> <td>株式 1</td> <td>设信」と 受取で その収入額</td> <td>記載した 23 記当等 6 × 100、50 10 27</td> <td>た銘柄 円 の3(225) 円 計 属 41) 円 の 変 取</td> <td>うたさ うたさ : のうたさ : のうたさ : のうたさ : のうたさ :</td> <td>o 立 立 立 な も る う な れ る う な れ る う も れ る う も れ る も れ る も も も も も も も も も も も も も</td> <td>の金 円 の金 円 也 額 3 a a a a a a a a a a a a a a a a a a</td> <td>益金不算 への対なる金額 (23) - 5 5 益金不算入の対なる金額 (27) - 29</td> <td>(2) 円 タンター 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円</td>	る場合 措置法の条項」	欄:「第68条の)二「26」欄に「4 額(円単位) 本店ののでは、信・外貨建等投信・そ 26 別帰	103」 特定材 有期間 在特別機 属 法 の	株式 1	设信」と 受取で その収入額	記載した 23 記当等 6 × 100、50 10 27	た銘柄 円 の3(225) 円 計 属 41) 円 の 変 取	うたさ うたさ : のうたさ : のうたさ : のうたさ : のうたさ :	o 立 立 立 な も る う な れ る う な れ る う も れ る う も れ る も れ る も も も も も も も も も も も も も	の金 円 の金 円 也 額 3 a a a a a a a a a a a a a a a a a a	益金不算 への対なる金額 (23) - 5 5 益金不算入の対なる金額 (27) - 29	(2) 円 タンター 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
等 ③「適用額」相 の同表「29」材 の同表「29」材 の同表「29」材	る場合 措置法の条項」 J欄:「10275」 欄: 当該別表八の 欄の金額の合計 計 株式等の発は銘柄 計 個 名 式 等	欄:「第68条の)二「26」欄に「4 額(円単位) 本店のでは信・外貨建等投信・そ 26 別 帰	103」 持定材 有期間 本特定機 に 特定機 に 特定機 に の 性 に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	株式技 株式技 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	设信」と 受取で その収入額	記載した 23 記当等 6 × 100、50 10 27	た 銘柄 円 (25) 円 (3) (25) 円 (5) (4) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	う 入 うたか : 5 か	o 益金を される 24) 等 の かり額	の金 円 也 額 余(1) 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	益金不算 への対なる金額 (23 - 5)	第と -(2) 円
等 ③「適用額」相 の同表「29」材 の同表「29」材 の同表「29」材 で	3場合 措置法の条項」 規:「10275」 制: 当該別表八の 間の金額の合計 株式等の又は銘柄 計 個 名 式 等	欄:「第68条の)二「26」欄に「4 額(円単位) 本店のでは 信・外貨建等投信・そ 26 別 帰	103」 持定材 / 有 期間	* 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	设信」と 受取で その収入額	記載した 23 記当等 6 × 100、50 10 27	た 銘柄 P 類 a 取 取負 配	5 う う う う う う う う う う う う う	か益金る つ益れる 24) 等 かり額 で類 で類 でする でする でする でする でする でする でする でする	の金 円 也 額 余(1) な (1) 和 (1) (1) (1)	益金不算 への対 なる金額 (23 - 5 益金不算入の対 なる金額 (27 - 29	第と -(2) 円